



JAL不当解雇撤回ニュース

No451号 2015.06.23
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

6月17日
争議団も出席

JAL株主総会 解雇撤回と安全を求めて



2015年6月17日、日本武道館においてJAL 定時株主総会が開催されました。JAL 争議団と支援者60人は、朝8時30分に九段下駅に集合しました。当日は、朝から天候が不順で時折雨が強く降る予報がありましたが、幸い宣伝行動中には降りませんでした。

宣伝行動には会社の担当者らしき人物が10数人も現れ、遠巻きに監視をしていました。昨年とは違う状況の中、安全の確立と解雇撤回を求める訴えを行ない、準備した600枚のビラを配布することが出来ました。

JAL 争議団も出席

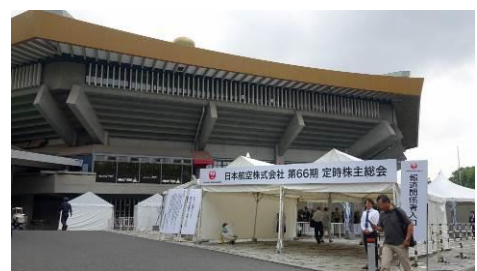
今回の株主総会へは、争議団も可能な限り株主として参加し、発言の機会を得るということを目指して臨み10人が総会へ出席しました。

総会が始まると、会場内のオーロラビジョンの大画面に新体制をはじめとする3つの議案が提案されました。

その後、質疑応答となり、「機内サービスや時刻表への提案やマイルを事前予約制にしてほしい」などの要望が出されました。

また、「TV番組のスポンサーになっているが、偏向番組と思うので降りた方がいい」、「機長のツーショット写真問題があったが、業績のいい時こそ、ちゃんと管理すべきだ」、

「B787 バッテリートラブルは抜本的には解決していない、安全面の投資はどうなっているのか」、「グループ会社の正社員になれると言われて契約社員になったが、約束が守られていない」など、会社の倫理や危機管理、派遣問題など幅広い観点から意見が出されました。



会場の日本武道館

マタハラ訴訟は避けられた

総会前日の16日に、JAL 客室乗務員が妊娠した時、産前地上勤務を与えないことに対するマタハラ訴訟が起きました。

この問題に関しての質問と意見も出されました。



「JAL には解雇問題やマタハラ訴訟など5つ

の争議がある。その一つのマタハラ訴訟などは、会社が誠実に対応していれば避けられた問題ではないか。労使関係の安定化はどうなっているのか。123 便から 30 年が経つ今年。会社自ら解決する意思はあるのか。」と労使の安定化を求めました。

そして「新規に客室乗務員を 2300 人も採用しているほど、人手不足ならば、2010 年の大晦日に解雇した 165 人のパイロットと客室乗務員を職場に戻せば、会社にとってもメリットがある。ILO からの勧告や塩崎厚労大臣の発言もある中、解雇問題を解決するつもりはあるのか」と質問を行いました。会場からは、賛同の拍手も起きました。

会社は、「整理解雇は、法的には解決したと基本的に考えている。ILO 勧告は、政府に対してのものである。組合とは誠意をもって話し合いをしている。しかるべき指導があればそれに従うつもりである。」とも発言しました。

解雇事件は終わっていない

別の株主からは、「整理解雇以降、JAL から 170 人のパイロットが流出している。会社の説明では削減目標に達成していなかったから解雇したとのことだが、実際的人数は

何人だったのか。昨日、客室乗務員のマタハラの裁判が始まった。かつて JAL の客室乗務員として働いていた時には、妊娠したら希望者全員が地上勤務に就いていた。今なぜできないのか」と詰め寄りました。

会社は、「被解雇者を戻すつもりはない。マタハラ訴訟は残念である。希望に添えるように今後も努力していきたい」と返答がありました。

動議が出ても取り上げない

その他にも質疑を求める株主が挙手をしているにもかかわらず、会社は「これにて質疑を終え、決議をする」という議事進行に、複数の株主から動議を求める声も出されましたが、取り上げられることはありませんでした。

今年は報告集会も開催



総会に出席した争議団

株主総会を終え、出席した支援者や原告ら 30 人が会議場に集まり、報告集会を開催しました。総会の感想では、15 人の株主からの意見や質問は、経営陣に対する厳しい批判であったことが特徴的でした。

中でも、ツーショット写真の不祥事問題、そして改めて、30 年前の御巣鷹山の 123 便墜落事故や、2010 年経営破綻に伴う整理解雇を問い直す声がだされたことで、経営に圧力が伝わったことでした。

東京高裁にて JAL の不当労働行為が認定

JAL が 2010 年に行った整理解雇の直前に、乗員組合とキャビンクルーユニオンが行っている争議権投票に支配介入したことが、不当労働行為であると認定されました。昨年の東京地裁の判決に続いての組合側の勝利です。JAL が不当労働行為を認め、組合に謝罪するように、「上告をするな！」の FAX を送って下さるようご協力をお願い致します。

FAX 番号 03-5460-5900 (社長秘書室)